

浜岡原子力発電所 5号機旧低圧タービンロータ クリアランス制度適用に係る放射能濃度の確認申請(2回目)について

2015年3月20日

当社は、浜岡5号機旧低圧タービンロータ^{※1}へのクリアランス制度^{※2}の適用に向け、必要な手続きを進めており、2014年11月に、タービンロータの一部について、放射能濃度の測定および評価結果の確認を原子力規制委員会に申請しました(2014年11月7日 お知らせ済み)。

このたび、残りのタービンロータの一部について、放射能濃度の測定および評価結果の確認を原子力規制委員会に申請しましたので、お知らせします。

今後、測定および評価結果について、国による確認を受けてまいります。また、今後も引き続き、浜岡5号機旧低圧タービンロータの車軸やその他の翼についても放射能濃度の測定および評価をおこない、その結果について確認申請をおこなっていく予定です。

<主な申請内容>

1. 今回確認申請をおこなう対象物

浜岡5号機旧低圧タービンロータ(重量:約530トン)のうち一部の翼(重量:45.3トン)
(2014年11月の確認申請において、一部の翼3.2トンを申請済)

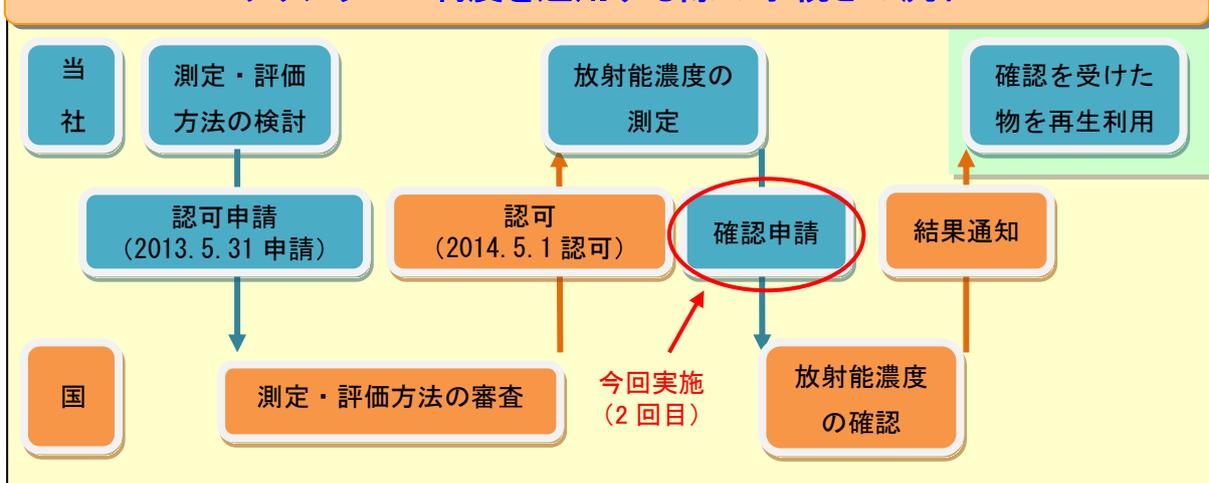
2. 放射能濃度の測定および評価結果

放射線測定装置を用いた測定、および評価の結果、今回確認申請をおこなった対象物の放射能濃度(コバルト(Co-60)、セシウム(Cs-134, Cs-137)など)は、法令で定められる基準値以下でした。

※1 2006年6月15日、低圧タービン翼が脱落したことによるタービン自動停止に伴い、原子炉が自動停止する事象が発生しました。当社は、その事象の対策として低圧タービンロータの取替えをおこないました。この取替えた低圧タービンロータについて、クリアランス制度を適用します。

※2 原子力発電所の運転・保守や解体にともなって発生する物の中には、放射能濃度が極めて低く、人の健康への影響が無視できることから、法令上「放射性物質として扱う必要がないもの」とされる物が数多くあります。これらについて、その放射能濃度を測定および評価し、法令に定める基準以下であることを確認した物については、再生利用や一般の廃棄物として処分することができます。この仕組みを「クリアランス制度」といいます。

クリアランス制度を適用する際の手続きの流れ



以上

浜岡原子力発電所 5 号機旧低圧タービンロータクリアランス制度適用に係る これまでのお知らせ内容について

- ・浜岡原子力発電所 5 号機旧低圧タービンロータに係るクリアランス制度適用に向けた対応について
([2013 年 3 月 14 日](#) お知らせ済み)
- ・浜岡原子力発電所 5 号機旧低圧タービンロータの放射性物質の放射能濃度の測定および評価方法の認可の申請
([2013 年 6 月 4 日](#) お知らせ済み)
- ・浜岡原子力発電所 5 号機旧低圧タービンロータの放射性物質の放射能濃度の測定および評価方法の認可
([2014 年 5 月 7 日](#) お知らせ済み)
- ・浜岡原子力発電所 5 号機旧低圧タービンロータクリアランス制度適用に係る放射能濃度の確認申請について
([2014 年 11 月 7 日](#) お知らせ済み)